

- ・ 役員の選任、及びキャプテン、学年代表の選任・承認
- ・ 活動報告及び会計報告
- ・ 活動計画及び予算案
- ・ その他審議事項

7. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋市立第一中学校グラウンドまたは南町公園グラウンド」を基本とします。ただし、同グラウンドの使用ができない場合は、他場所での活動もあるものとします。

8. 【活動日時】

当クラブの活動は土曜日または日曜日の8時00分から11時00分までの3時間とします。ただし、季節・気温・天候などの条件により、活動時間が前後することがあるものとします。

(2) 警報発令時は原則行わないものとします。

9. 【会費】

当クラブの会費は、ひとり月500円とし、月初めの活動日に徴収します。

(2) 備品等の購入について必要な時は別途徴収することもあります。

10. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が、スポーツ保険に加入することとし、個別での加入は認められません。

(2) 保険料は入会時に支払うものとし、以降1年ごとに更新をするものとします。年度途中での入会でも1年分の保険料の支払いとなります。

(3) 保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日となります。

11. 【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高めるものとします。

12. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定するものとします。

【附則】本規約は、2025年1月25日より施行する。